

令和
6年度

農作業標準賃金 ・ 標準農作業料金

令和6年度の農作業標準賃金と水田機械作業による標準農作業料金が次の表のとおり決まりました。

○農作業標準賃金

作 業 種 目	標準賃金	備 考
水田作業（１日当たり）	１０，４００円	実労働時間 ８ 時 間
畑 作 業（１日当たり）	８，７００円	
◎賄い回数は２回、ただし賄評価額は含まない。		

お問い合わせは

神崎町農業委員会

電話番号 0478（72）2114

○水田機械作業による標準農作業料金

作業種目	標準料金	備考
耕起 (トラクター)	10a当たり 6,900円	ロータリー使用
畦塗り (トラクター)	1m当たり 41円	
代かき (トラクター)	10a当たり 7,200円	ドライブハロー使用 (仕上げまで2回)
植付 (田植機)	10a当たり 8,700円	稚苗、苗代含まず
刈取脱穀 (コンバイン)	10a当たり 19,400円	粃運搬費含まず
粃運搬 (軽トラック)	10a当たり 990円	コンテナ使用
乾燥調製	1俵当たり 3,300円 3,800円	色彩選別機使用なし
		色彩選別機使用あり
育苗	1箱当たり 810円	稚苗の額
◎乾燥調製、育苗を除く農作業は、オペレーター付き（1人）料金です。		

※農作業標準料金は、農作業受委託契約を結ぶにあたっての目安となるよう定めたものです。

農地の分散度・土質・農地の形状などを考慮し、地域の実情により当事者間で話し合いにより決めてください。

※多収量品種の導入等で作業料金が高くなる場合がありますので、委託者と受託者で協議の上、決めてください。